

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつていふことにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「地域公共交通」とは、地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいうものとする。

2 この法律において「公共交通事業者等」とは、鉄道事業者、軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、国内一般旅客定期航路事業等を営む者及びそれ以外の者で鉄道施設又は旅客船ターミナルを設置し、又は管理するものをいうものとする。

3 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいうものとする。

4 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいうものとする。

5 この法律において「地域公共交通特定事業」とは、軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業及び鉄道再生事業をいうものとする。

6 この法律において「軌道運送高度化事業」とは、旅客軌道事業であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものを行うものとする。

7 この法律において「道路運送高度化事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業であつて、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他の者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものを行うものとする。

8 この法律において「海上運送高度化事業」とは、国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものを行うものとする。

9 この法律において「乗継円滑化事業」とは、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車船券の発行、交通結節施設における乗降場の改善等をいうものとする。

10 この法律において「鉄道再生事業」とは、廃止届出がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいうものとする。

11 この法律において「地域公共交通一体型路外駐車場整備事業」とは、駐車場法第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となつて地域公共交通の活性化に資するものをいうものとする。

12 この法律において「新地域旅客運送事業」とは、地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいうものとする。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

(第二条関係)

第二 基本方針等

一 基本方針

主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定めるものとし、当該基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

2 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

3 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

4 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

5 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

(第三条関係)

二 国等の努力義務

1 国は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならないものとする。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないものとする。

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならないものとする。

(第四条関係)

第三 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

一 地域公共交通総合連携計画

1 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域公共交通総合連携計画を作成することができることとし、地域公共交通総合連携計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

ロ 地域公共交通総合連携計画の区域

ハ 地域公共交通総合連携計画の目標

ニ 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

ホ 計画期間

ヘ 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に關し当該市町村が必要と認める

事項

2 1の二に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができるものとする。

3 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交

通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、二の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、二の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をするものとする。

(第五条関係)

二 協議会

1 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村、関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者並びに関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとする。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第六条関係)

三 地域公共交通総合連携計画の作成等の提案

1 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者及び地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。

2 提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならず、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならないものとする。 (第七条関係)

四 軌道運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。2及び3において同じ。)は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化実施計画を作成し、

これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、軌道運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（5に規定する場合を除く。）が軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道法の特許を受けなければならないものについては、当該特許を受けたものとみなすものとする。

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者（軌道整備事業を実施しようとする者と軌道運送事業を実施しようとする者が異なる場合に限る。）が軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法の特許を受けたものとみなすものとする。

6 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画が国土交通大臣の認定を受けたときは、市町村は、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとし、当該駐車場整備計画に都市公園法第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下「特定駐車場事業概要」という。）を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならないものとする。

7 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、都市公園法の特例を認めるものとする。

8 地方公共団体が、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業に関する助成を行う場合に地方債を起すことができるものとする。

（第八条から第十二条まで関係）

五 道路運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者（地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。2及び3において同じ。）は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化実施計画を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、道路運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、道路運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 道路運送高度化事業を実施しようとする者が道路運送高度化実施計画の認定を受けたときは、道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しく

は認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

5 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画が国土交通大臣の認定を受けたときは、市町村は、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとし、当該駐車場整備計画に特定駐車場事業概要を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならないものとする。

6 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、都市公園法の特例を認めるものとする。

7 地方公共団体が、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業に関する助成を行う場合に地方債を起こすことができるものとする。

(第十三条から第十七条まで関係)

六 海上運送高度化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して海上運送高度化実施計画を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

2 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、海上運送高度化事業を実施しようとする者の申請に基づき、海上運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 海上運送高度化事業を実施しようとする者が海上運送高度化実施計画の認定を受けたときは、海上運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第十八条から第二十条まで関係)

七 乗継円滑化事業

1 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化実施計画を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。

2 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、乗継円滑化事業を実施しようとする者の申請に基づき、乗継円滑化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

4 乗継円滑化事業を実施しようとする者が乗継円滑化実施計画の認定を受けたときは、道路運送法若しくは海上運送法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

5 乗継円滑化事業を実施しようとする者が認定乗継円滑化実施計画に定められた運行計画の変更について、道路運送法又は海上運送法の届出をしなければならぬものについては、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする。

6 乗継円滑化事業を実施しようとする者が乗継円滑化実施計画の認定を受けた場合において、乗継円滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、共同で、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって、当該運賃又は料金に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の規定による届出をしたものとみなすものとする。

(第二十一条から第二十五条まで関係)

八 鉄道再生事業

1 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者その他の者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生実施計画を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

2 廃止届出がされた鉄道事業を经营する鉄道事業者は、当該廃止届出に係る鉄道事業の全部又は一部について1の合意のための協議を開始したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとし、国土交通大臣は、当該届出を受けたときは、当該届出に係る鉄道事業について鉄道事業法第二十八条の二第三項の通知をしないものとする事。

3 2の届出をした鉄道事業者は、当該届出に係る鉄道事業の廃止の日を繰り下げる旨を国土交通大臣に届け出ることが出来るものとする事。

4 3の届出をした鉄道事業者は、廃止届出をした日から一年を経過した後に1の合意がなされていない場合において、2の協議に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届出ることをもって足りるものとする事。

5 1に規定する者が鉄道再生実施計画を作成したときは、当該鉄道再生実施計画を国土交通大臣に届出ることが出来るものとし、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業のうち、鉄道事業法の届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする事。

6 鉄道再生実施計画の届出をした鉄道事業者は、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業を実施し、当該鉄道再生実施計画に定められた実施予定期間が経過した場合において、当該鉄道再生実施計画に定められた鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項に従って鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする。

（第二十六条及び第二十七条関係）

九 認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等

国土交通大臣の認定を受けた軌道運送高度化実施計画等に定められた軌道運送高度化事業等の実施を担保するために必要な国土交通大臣等による勧告、命令等の規定を設けるものとする。

（第二十八条関係）

十 地方債についての配慮

地方公共団体が地域公共交通総合連携計画の達成のために起こす地方債については、特別の配慮をするものとする。

（第二十九条関係）

第四 新地域旅客運送事業の円滑化

一 新地域旅客運送事業計画

1 新地域旅客運送事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、新地域旅客運送事業計画を作成し、これに基づき、当該新地域旅客運送事業を実施するものとする。

2 国土交通大臣は、新地域旅客運送事業を実施しようとする者の申請に基づき、新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

(第三十条関係)

二 新地域旅客運送事業の運賃及び料金

1 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業について、その一貫した運送サービスに係る次に掲げる基準に適合する運賃等を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

イ 旅客鉄道事業の運賃及び料金 鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。

ロ 旅客軌道事業の運賃及び料金 軌道法第十一条第一項の認可を受けた運賃及び料金と同額であること。

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金 道路運送法第九条第一項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。

二 国内一般旅客定期航路事業の運賃 海上運送法第八条第三項の認可を受けた運賃の上限の範囲内であること。

2 1の規定による運賃等の届出をした場合においては、その運賃等を公示しなければならないものとする。 (第三十一条関係)

三 鉄道事業法等の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、鉄道事業法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けたときは、鉄道事業

法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、鉄道事業法の届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、鉄道営業法の公告をしなければならぬものについては、当該公告をしたものとみなすものとする。

(第三十二条関係)

四 軌道法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、軌道法の特許を受けなければならぬものについては、当該特許を受けたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の変更の認定を受けたときは、軌道法の許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該許可又は認可を受けたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、軌道法の届出をしなければならぬもの

については、当該届出をしたものとみなすものとする。

(第三十二条関係)

五 道路運送法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、道路運送法の認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、道路運送法の届出をしなければならないものについては、当該届出をしたものとみなすものとする。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、道路運送法の掲示をしなければならないものについては、当該掲示をしたものとみなすものとする。

(第三十四条関係)

六 海上運送法の特例

1 新地域旅客運送事業者が新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、海上運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画の認定を受けたときは、海上運送法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の届出をしたときは、海上運送法の届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする。

4 認定新地域旅客運送事業者が運賃等の公示をしたときは、海上運送法の公示をしなければならぬものについては、当該公示をしたものとみなすものとする。

(第三十五条関係)

七 新地域旅客運送事業の円滑化についての配慮

国土交通大臣は、認定新地域旅客運送事業についての鉄道営業法第一条、軌道法第十四条、船舶安全法第二条第一項及び道路運送車両法第四十条から第四十二条までの規定に基づく命令で定める車両又は

船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用に当たっては、当該認定新地域旅客運送事業の実施が地域公共交通の活性化及び再生に資することにかんがみ、当該認定新地域旅客運送事業に用いられる車両又は船舶の運行の安全の確保に支障のない範囲内において、当該事業の円滑化が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(第三十六条関係)

第五 雑則

一 国及び地方公共団体は、地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(第三十七条関係)

二 報告の徴収、主務大臣、権限の委任、命令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるものとする。

(第三十八条から第四十二条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第四十三条及び第四十四条関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする事。

(附則第二条から第四条まで関係)